協議会だより

学童保育は開所を新学期休校でも

「新型コロナウイルス」感染拡 「新型コロナウイルス」 感染拡 別の構築、利用希望の確認など、 制の構築、利用希望の確認など、 対応に追われました。

対応が長期にわたるなかで、子が応が長期にわたるなかで、一般がつかない不安定な日常を通じがつかない不安を感じ、疲弊があるがである。

時休業に関連しての保育所等のといます。といれば、厚生労働省子ども家庭日日付で、厚生労働省子ども家庭局保育課と同局子育で支援課連局保育課と同局子育で支援課連局保育課と同局子育で支援課連局保育課と同局子育で支援課連

対応について(第二報)」が発出

この事務連絡では、「放課後見 童クラブについて」と項目を起こ して、「感染の予防に留意した上 で、原則として開所いただくよう で、原則として開所いただくよう で、原則として開所いただくよう で、原則として開所いただくよう で、原則として開所いただくよう で、原則として開所いただくよう が拡大傾向にある地域の市区町 が拡大傾向にあると、あるいは、放 とことを検討すること、よこれて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて ことを検討すること」と記されて

いすることなどが考えられるこいすることなどが考えられることが可能な保護者に対して、市区町村の要請保護者に対して、市区町村の要請に基づき、利用を控えるようお願に基づき、利用を控えるようお願いすることなどが考えられることなどが考えられることなどが考えられることなどが考えられることなどが考えられることなどが考えられることなどが考えられることが表えられることが表えられることが表えられることが表えられることが考えられることが表もないました。

は、経済対策全体のなかで、検討中」とのことでした。

「世別とのことでした。

「世別とのことでした。

「世別とのことでした。

「世別を維持するために就業を継続にを維持するために就業を継続になどで仕事を休むことが困難について検討いただい。と要請しています。

「だきたい」と要請しています。

「四月一日の時点では、「追加では、経済対策全体のなかで、検討に対した。」とでは、「追加では、「追加では、「追加では、経済対策全体のなかで、検討に対しています。

縮小して実施」緊急事態宣言後は「規模は

ことを受けて、四月七日付、厚生地域を全国に拡大)が発出された急事態宣言(四月一六日には対象兵庫県・福岡県の七都府県に、緊兵庫県・東京都・神奈川県・大阪府・千葉県・東京都・神奈川県・大阪府・

について」が発出されました。 急事態宣言後の保育所等の対応 急事態宣言後の保育所等の対応 急事態宣言後の保育所等の対応

も、必要な者に預かりが提供されと」が示され、この場合において

において十分に検討いただきた ということがないよう、市区町村 後児童クラブの使用の制限等が い」、とあります。 要な者に預かりが提供されない 止のため、仕事を休んで家にいる 討する。この場合には、感染の防 模を縮小して実施することを検 要請されていない場合」には、「規 クラブ等について」と項目を起う が考えられる」「その際にも、 控えるようお願いすることなど 区町村の要請に基づき、通所を 市区町村の対応を示しています。 して、いくつかの段階にわけて、 ことが可能な保護者に対して、 この事務連絡では「放課後児童 まず、「都道府県知事から放課

した場合や地域で感染が著しくつぎに、「子どもや職員が罹患

と」が示され、その場合にも、「医 なときは、臨時休業を検討するこ 拡大している場合」には、「規模 るために就業を継続することが 療従事者や社会の機能を維持す を縮小して実施することも困難

あります。 も等の預かりが必要な場合の対 応について検討いただきたい」と 事を休むことが困難な者の子ど 必要な者、ひとり親家庭などで仕

れています。 まえた対応が必要になる」と記さ れた場合」には、「その要請を踏 設管理者等に対して放課後児童 クラブの使用の制限等が要請さ 最後に、「都道府県知事から施

月七日に担当課が放課後児童ク 埼玉県内のある自治体では、四

応をしています。

事態宣言解除までの間、放課後児 ください」としたうえで、「緊急 課後から午後七時まで開室して から五月六日(水)まで通常の放 てに通知を出し、「四月九日(木) ラブ運営事業者宛てと保護者宛

> ともに、登室を控えることを強制 だくよう保護者に対してお願い 童クラブへの登室を控えていた すること、また強制されたと受け が無いようにご留意いただくと な方に保育が提供されないこと いたします」「なお、保育が必要

などで仕事を休むことが経済的 ことが必要な者」「ひとり親家庭 維持するために就業を継続する て、「医療従事者や社会の機能を に困難な者」は利用可能などの対

で、国の通知と同様の表現を用い は、学童保育は「休業」したうえ

業者宛てに、区長名義の文書「『緊 子どもが通う保護者の勤務先事 自粛の要請に際して、学童保育に 急事態宣言』発出に伴う家庭での なお、東京都葛飾区では、利用

ています。「区内の学童保育クラ 保育等の要請について」が出され

年度補正予算(案)の概要では、「1

知らせします。

四月に示された内閣府の令和・

のとしては、千葉県松戸市でも同 時点で全国学童保育連絡協議会 事務局が状況を把握しているも 慮を」要請するものです。四月末 の勤務につきまして、特段のご配 ブや保育施設に在籍する保護者

東京都内の複数の市区町村で 様の対応がとられています。 警察関係者・消防関係者等」に 医療従事者以外の例」について、 なお、各自治体の文書を見ると、

注意ください」と要請しました。 取られることの無いよう十分ご

生活必需品)、行政·公共機関(警 祉(保育所、放課後児童クラブ、 高齢者・介護施設)、小売業(食品

しぼる、「医療(病院、薬局)、

公務員·地方公務員等)、金融機関 察、消防、業務継続が必要な国家

料にかかる財政支援」として、「市

区町村が新型コロナウイルス感

はさまざまです。 に利用の申請に応じるなど、対応 体例を列記する、具体例はあげず

二〇二〇年の内閣府の補正

があげられています。 課後児童クラブ等の対応にかかる 財政支援」として一六五・四億円 整備及び治療薬の開発」の項目に、 感染拡大防止策と医療提供体制の 「(9)小学校の臨時休業に伴う放

校の臨時休業に伴う放課後児童 これまでに示されていた「小学

えて、「放課後児童クラブの利用 の利用料にかかる財政支援」「感 ミリー・サポート・センター事業 染拡大防止対策に係る支援」に加 クラブの対応にかかる財政支援 小学校の臨時休業等に伴うファ

流通関係、公共交通機関」など具 課後児童クラブを臨時休業させ 省に確認中です。わかり次第、お 政支援を行う」というものです。 却する日割り利用料について財 た場合等、市区町村が保護者へ返 染症の拡大防止を図るために放 など、詳細については、厚生労働 補助単価、申請要件、申請方法